

## 第六十九号

西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について

西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 西日本宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第三条中「広島市及び岡山市」を「広島市、岡山市及び熊本市」に改める。

第六条中「委員二十一人」を「委員二十二人」に改める。

第十七条第二項を次のように改める。

- 2 前項の規定により福岡県、広島県、岡山県及び熊本県に配分すべき収益金は、同項の規定にかかわらず、福岡県にあつては福岡県知事、北九州市長及び福岡市長の協議により定めた割合をもつて福岡県、北九州市及び福岡市に、広島県にあつては広島県知事及び広島市長の協議により定めた割合をもつて広島県及び広島市に、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもつて岡山県及び岡山市に、熊本県にあつては熊本県知事及び熊本市長の協議により定めた割合をもつて熊本県及び熊本市にそれぞれ配分するものとする。

## 附 則

この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 提案理由

熊本市を西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、同協議会の規約の一部を変更するに当たり、地方自治法第二百五十二条の六の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。